

審議会等の会議録

会議の名称	平成25年度 第2回座間市市民協働推進条例検討委員会		
開催日時	平成25年8月13日（火） 午後3時から5時まで		
開催場所	市役所3階 第1会議室		
出席者	小池秀司（委員長）、久住剛（副委員長）、長野基、西村弘、小野田順子 横谷光男、横田登美子、遠藤春海、市川智、小林智之、伊藤信裕		
事務局	市民部市民協働課（大矢担当課長、山本主幹兼係長、南山主査）		
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開	傍聴人数	0 人
議題	条例に反映すべき内容の検討等について 他		
資料の名称	【資料】 ① 会議次第 ② 第1回の会議録 ③ タイムスケジュール（案） ④ 条例見出し一覧他市等の条例（写） ⑤ 他市等の条例（写） ⑥ 八王子市職員向けパンフレット（久住委員提供） ⑦ ワーキンググループ委員名簿		
会議の内容	◇次第 1 開 会 2 委員長あいさつ 3 議題 (1) 条例に反映すべき内容の検討 (2) 条例の見出し等の検討 (3) ワーキンググループの任務内容の検討 (4) その他 4 閉会		

<p>会議の内容 (会議次第及び 発言要旨等)</p>	<p>◇開会后、委員長より挨拶がありました。</p> <p>◇議題</p> <p>(1) 条例に反映すべき内容の検討（前回会議の委員意見の検討）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員長より、前回会議の委員意見をそれぞれどのように条例や規則・施策に盛り込んでいけばいいかなどの意見が述べられました。 ・小林委員より、前回の会議で、本市の条例は理念条例を作るという話を進めていた中で、理念や基本方針だけで条例を作るならば、それに施行規則という形は取りづらいとの意見がありました。 ・委員長より、今後、検討を進める中で、規則ができるかできないか等をスケジュールと合わせて、決めていきたいとの話がありました。 <p>事務局より、今後のスケジュールの説明がありました。</p> <p>その後委員長よりスケジュールに沿って、具体的な項目についての確認があり、それぞれの項目について委員に意見を求めたところ、以下のような意見が出されました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・細かいところまでではなくても、規則は定める必要はあると思う。 ・他市の条例を見ると富士市は市民が読むことを意識しているように思う。協働という概念が新しいものだと思うので、市民にわかり易いことが基本である条例を目指したい。 ・行政職員・市民が、わかり易いものが良いので、逐条解説が必要、それに付随して解説用パンフレットをワーキンググループに作ってもらいたい。 ・規則ありきで条例を考えるのか、規則ありきで検討していくことについて疑問に思う。 ・実績がない中で厳しい規則を作ると動きづらくなるのではないか。規則を作るならば緩やかな形が良いのでは。 ・条例には書き込まないと守れないものがあると思うので、条例レベルで担保する必要があるものは条例に書き込まなければならないし、条例でしかできないことは条例に盛り込む必要がある。また、市民説明会だけではなく、仮に庁内でアンケートを取るなら、同様に市民の方々にもアンケートを取る必要がある。また市民の様々な権利を守ることは書きこまなければならない。さらに、現在の相互提案型協働事業審査会が横滑りの的に条例に組み込まれるのではないかと思うが、この審査会は個別
-------------------------------------	--

の事業の実行可能性を考えるものだが、政策・施策レベルでの審査をする組織も必要であり、そういった事前審査・事後評価を行う組織がないと、条例を通して市役所全体が改善していくことには繋がらないのでは。

・市民説明会のほかに職員に向けた説明会も開催した方が良い。また、最終的にはどのような答申をしたのかも市民・職員向けに説明する機会を設けた方がよい。実効性をもたせるために規則を検討する件については、条例を作っていく中で、規則化する範囲が定まってくるので、今の段階では議論は少し早いのでは。

・市民説明会に向けて、事前に市民団体や関連組織に資料を送って意見をいただく方法もある。

ワーキンググループについては、可能であれば検討委員会にも出席してもらいたい、また市民・庁内向けの説明会の準備にも参加してもらいたいとの要望がありました。

委員長より、ワーキンググループのメンバーについて、庁内で希望者があれば追加参入を可とする提案が出され、委員一同が了承しました。

(2)条例の見出し等の検討

参考資料として提出した綾瀬市・富士市・神奈川県条例を参照しながら、各委員より、理念に加えて、どのような項目を盛り込むかについての意見が出されました。

・久住委員より、各委員に「市民の責務」と書き込むことについての見解を求められました。また、条例とは、行政を縛るものだが、条例で市民を縛るのであれば、それは何かを守るためであるべきだと思うので、こういった議論をしっかり行っていくべきだとの意見がありました。

・委員長より、市民のニーズと協働まちづくり推進指針の条例化ということ踏まえて、権利や役割を考えていくべきであるとの意見がありました。

・久住委員より、「市」「市民」「市民団体」「事業者」の定義について、次回までに事務局にたたき台を用意してほしいとの要望がありました。

(3)ワーキンググループの任務内容の検討

ワーキンググループ（WG）委員の自己紹介があった後、検討委員会

委員の自己紹介と事務局職員の紹介がありました。

- ・委員長より、WGの役割や作業内容についての案が説明されました。
- ・WG委員より検討委員会に対して、「協働」の定義について質問があり、委員長が、骨子案を作る段階で定義は明確になってくるのではないかと答えました。
- ・長野委員より、協働まちづくり推進指針における協働事業の事例を踏まえて、今回の条例をつくろうと考えられているため、これまで座間市の協働事業に関わった団体と職員に、どのようなことが問題になったのかをヒアリングしていただきたいとの要望がありました。
- ・久住委員より、WGには、条例をいかすためには何をしたらよいかを考え、実行してもらいたいとの要望と、条例づくり自体を、市民と職員との協働で作って行きたいとの意見がありました。

委員長は、以上をもって本日の議事を終了した旨を述べ、閉会を宣しました。